

作用が、その価値を高めていくと論じています。

購買意思決定のあり方や、そこに影響を与える状況や社会の変化を眺みながら、実務の現場では、マーケティング戦略に修正が加えられていきます。製品戦略では、函館大学の韓文熙講師の「カテゴリー創造のマーケティング戦略」（『函大商学論究』、第38輯、第1・2合併号、2006年3月）で主張されるように、市場環境の進化がダイナミックに進み「クロス・カテゴリー化」が進展し、「Lateral Marketing（水平思考のマーケティング）」や「Blue Ocean Strategy（ブルー・オーシャン戦略）」を超えた「カテゴリー創造のマーケティング戦略」が必要とされています。流通戦略では、カテゴリーの集計を品揃えとして捉える小売業者のあり方が注目されています。小売業者のもつ「購買力」概念に基づく小売業者の再編問題を論じた、青山学院大学の三村優美子教授の「流通取引慣行と大型小売業の購買力問題」（『青山経営論集』、第40巻第4号、2006年3月）に、今日の日本の流通事情がよく示されています。

こうしたマーケティングの対象やマーケティングの戦略ツールが変化するなかで、全体像としてのマーケティングそれ自体も変わりつつあるようです。中央大学の三浦俊彦教授の「スロースタイル・マーケティング」（『クレジット研究』、第36号、2006年3月）では、LOHAS（Lifestyles of Health and Sustainability）やスローライフスタイルの重要性に着目して、従来型のファスト・マーケティングから、高関与で自己実現的なマイスタイル消費を行い、さらに自己超越欲求を実現するために環境や健康を配慮する消費者を前提とした「スロースタイル・マーケティング」が提唱されています。コストパフォーマンスをじっくりと比較・検討し、じっくりと時間をかけて情報を共有し消費を味わうという、そんな消費者のニーズを代弁するなら、「スローなマーケティングにしてくれ」ということでしょうか。

【Reference Review 52-3号の研究動向・全分野から】

産業研究所教授 小西砂千夫

格差社会についての論争が続いている。わが国の所得格差の拡大は、大半が高齢化によって説明されるものの、現実に所得階層の分離が起きており、それが社会不安にまで及ぶという見方は依然強い。また、格差社会は小泉流の市場主義的改革の反作用ととらえる向きもあることから、格差拡大は見せかけであるという意見や、たとえそれがあったとしてもよい格差拡大もあるという意見や、再チャレンジの機会があれば格差社会は問題視すべきでないという意見もある。格差社会について楽観視すべきではないという意見を中心に紹介すると、八田達夫「税制改正と格差拡大」『税務弘報』2006年9月号、川北隆雄「経済格差は幻想か」『租税研究』2006年8月号、大竹文雄「「格差」意識の日米比較から見えるもの」『エコノミスト』2006年8月8日号、大沢真知子「格差社会を超えて」『生活経済政策』2006年7月号、「格差の世紀：Global Gap（Cap）italismを誰が止めるか」『Nikkei Business』2006年7月10日号、がある。

これも一種の格差社会といえるものに夕張市の財政破たん問題がある。田中泰義・横田愛「地方財政の疲弊は目を覆うばかり」『エコノミスト』2006年8月8日号がある。この論考に限らず、夕張市の財政問題を、地方財政の全体的な悪化と絡めたり、地方財政制度の不備や財政指標の問題に求めるケースが多いが、地方財政が悪化することと、財政破たんの状態に陥ることは同じではない。貧しい

から自己破産することは同じであるとはいえないからだ。ましてや財政指標の問題でも、破たん法の問題でもない。それらがあっても夕張市のようなケースは再発を防げないからだ。有橋の問題の再発防止は、決算統計の正確性を担保することによってのみ可能であり、問題の本質を見逃した議論が多いのが夕張問題の特徴であるように思える。

地方自治や地域経済関係では、都市環境に関する論考で興味深いものがある。名古屋市の事例を紹介したものとして、西田秀明「市民・事業者との協働によるゴミ現象の取組み」『都市問題研究』58巻6号、所沢市のダイオキシン問題を取り上げた、芝田秀幹「市民運動と自治体の環境政策：埼玉県所沢市ダイオキシン問題をめぐる公害調停と行政訴訟」『産業総合研究』14巻、2006年3月号、八王子市の環境政策に関する、田中廣滋「持続可能な地域環境計画と地域環境評価：八王子市における地域環境評価分析をベースとして」、大牟田市の環境政策を取り上げたものとして、山本健児・西澤栄一郎・増田壽男「エコタウン事業の理念と現実：大牟田エコタウンを事例として」などがある。

道州制は、第28次地方制度調査会が取り上げ、小泉内閣では北海道道州制特区として改革の一環として取り組まれたが、安倍内閣では道州制の検討が改めて担当大臣の下で検討されることとなった。その一方で、専門家のなかでは積極論者だけでなく、地方分権を進めるなかでも、道州制は特に先行させる議論ではないという論調も目立っている。佐々木信夫「道州制導入の意義と税財政上の課題」『税』2006年7月号は、基本的に道州制の導入に前向きであるが、そのなかでもっともやっかいな問題とされる税財政の課題を取り上げ、道州制の具体的な制度設計についての留意点を指摘している。また、第28次地方制度調査会の専門小委員会委員長である、松本英昭「道州制について：地方制度調査会の答申に関連して（1）～（4）」『自治研究』82巻5号～8号は、道州制に関する議論を鳥瞰できる貴重な論考である。

【Reference Review 52-3号の研究動向・全分野から】

まちづくり三法改正をめぐる議論

経済学部助教授 小林伸生

1998年の中心市街地活性化法、都市計画法の改正、および2000年に大規模小売店舗法（大店法）に代わって施行された大規模小売店舗立地法（大店立地法）は、「まちづくり三法」と称され、大型小売店の出店・立地にかかわる基本的な指針となってきた。これらの制度は基本的に、1990年代初頭の日米構造協議における日本の流通構造の改革に対する外圧の強まりの中から生まれてきたものであったこともあり、大店法時代と比較すると、大型小売店舗の立地規制がかなり緩和された内容であった。そして、出店規制の実質的緩和に対する相殺措置として、中心市街地に対するてこ入れを支援したのが中心市街地活性化法であり、また各地域の実情に合った都市計画の実現に向けた地方自治体の裁量強化の方向を位置づけたのが、改正都市計画法であったと見る事が出来る。

これらの3法のうち、都市計画法および中心市街地活性化法の再改正がこの春の国交で行われた（改正都市計画法5月31日、改正中心市街地活性化法6月7日公布）。今回の改正は、端的に言えば都市計画の非線引き地域に対する大規模集客施設の立地規制の強化、および中心市街地における単なる商業の活性化にとどまらず、福利施設や居住機能など、多面的な市街地整備促進へと軸足を移してい